

地域再生計画認定申請マニュアル (抜粋版)

＜地方創生応援税制関係＞

注意

本マニュアルは、地域再生計画の認定申請受付に合わせ、随時見直しを行っております。

地域再生計画の認定申請時には、必ず最新版のマニュアルをご確認下さい。

平成 28 年 8 月 18 日

内閣府 地方創生推進事務局

2 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））

2-1 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（内閣府）：【A2007】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

地方創生の取組をさらに加速化させていくためには、地方公共団体が民間資金も活用して地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施していく必要があります。そのため、地方公共団体が行う地方創生事業に対する法人の寄附を促す制度を創設しました。

本制度は、法人が認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った場合に、当該法人に対する課税の特例措置を設けるものです。

② 認定申請を行う主体

以下の要件に該当する団体を除き、都道府県又は市町村が単独で申請することが可能です。

A) 都道府県 地方交付税の不交付団体であること

B) 市町村 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域（※）とされていること

（※）首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯、近畿圏整備法で定める既成都市区域等

③ 対象となる事業

(1) 地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、法人から寄附を受け、実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））の設定、評価方法（PDCA サイクル）の整備により効率的かつ効果的に実施される事業が対象となります。

(2) 基金への積立てに係る取扱い

基金への積立てに充てる寄附については、原則として地方創生応援税制の対象外としています。ただし、下記の i～iii の要件を備える基金であって、かつ、地方公共団体が iv～x の運営管理を行うものへの積立てに充てる寄附については、本税制の対象となります。

【基金の要件】

- i 地方公共団体が設置する基金であって、取り崩し型のものであること。
- ii 当該基金の設置根拠となる条例において、その目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められているものであること。
- iii 基金に積み立てる時点において、後年度の支出見込み額が積算できるものであること。

【運営管理】

- iv iiiにより見込まれる支出額を超える額の積立てを行わないこと。
- v 各年度において、基金への積立て額のうち、寄附を充てる分の割合を5割以下とすること。
- vi 基金から事業への支出実績が出てきた段階で、積立て額に対して実際の支出額が少ないことが判明した場合には、以降に新たに積み立てる額を、実績に応じた額に引き下げること。
- vii 各年度に積み立てた寄附について、基金から事業への支出が完了するまで、毎年度、当該年度の支出見込み額、当該年度の支出額、支出総額、寄附の累積総額、基金残額を国へ報告すること。
- viii viiの報告の結果、事業への支出を開始した年度以降において、支出額の実績が伸び悩み、事業の終了時に支出総額が寄附の累積総額を下回る恐れがあると判断される場合は、事業の内容について国が行う助言・指導に従い、翌年度以降の支出額が改善するようにすること。
- ix viiiの助言・指導が行われた年度の翌年度以降、2年度を経て、なお改善が見られない場合は、改善が見られないと判断された年度の翌年度以降の認定を取り消されることを予め承知すること。併せて、既に積立てられた寄附分が適切に支出されるまで事業を継続すること。
- x viiの報告の結果、国が認定した事業以外の事業に対する支出が行われている等の不適切な状況にあることが判明した場合は、その年度の翌年度以降の認定が取り消され、ixと同様の取扱いとすることを予め承知すること。

④ 支援措置に係る必要な記載事項及び必要な手続き

(1) 必要な記載事項

認定申請に当たっては、地域再生計画認定申請書のうち、「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」に、様式1のとおり次のaからiの項目を記載してください。

- a. 事業名
- b. 事業区分
- c. 事業の目的・内容
- d. 当該団体の地方版総合戦略における位置付け
- e. 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
- f. 事業費
- g. 申請時点での寄附の見込み
- h. 事業の評価の方法（PDCA サイクル）
- i. 事業期間

※ 相互に関連する複数の事業を申請する場合には、これらの項目を事業ごとに区分して記載するようにしてください。

(2) 認定申請に当たって必要な書類

認定申請を行う地方公共団体の地方版総合戦略を添付してください。

※関連部分を抜粋するなど、地方版総合戦略における、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の位置付けがよくわかる形で提出してください。

(3) 法人からの寄附の受領

認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の執行後、事業費が確定した後に、寄附額が事業費を超えない範囲で受領してください。ただし、実際の支払いを伴わない、法人からの寄附の申し出については、事業の企画立案から事業の実施完了にいたるまで、いずれの段階でも受け入れることができます。

(4) 寄附を行った法人に対する領収書の交付

認定地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対して寄附を受領したことを証する書類を交付してください。

(5) 事業実施後の報告

まち・ひと・しごと創生寄附事業の完了後、KPI（事業の実施状況に関する客観的な指標）、事業費及び関連する寄附額を様式2-1により報告してください。

また、事業期間が複数年度にわたる事業の場合、事業年度ごとに、これらの事項を報告する必要があります（基金への積立てを行う場合は、様式2-2により報告）。

⑤ 税制措置の内容

地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対し、寄附額の3割に相当する額の税額控除の特例措置がなされるものです。現行の地方公共団体に対する法人の寄附である損金算入措置による軽減効果（約3割）と合わせて、寄附額の約6割に相当する額が軽減されます。

【税目ごとの特例措置の内容】

A) 法人住民税

寄附額の2割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）

B) 法人税

法人住民税の控除額が寄附額の2割に達しない場合、寄附額の2割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の1割、法人税額の5%が上限）

C) 法人事業税

寄附額の1割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

⑥ 実施期間

本税制の適用期限である平成31年度までの事業を申請可能です。ただし、複数年度を事業期間とする計画を提出するにあたっては、年度ごとに事業費、寄附の見込額及びKPIの目標値を区分して記載する必要があります。

⑦ 地域再生計画の変更について

事業費の2割以内の増減であってやむを得ないと認められるもの（軽微な変更）以外の変更については、変更の認定を受ける必要があります。

⑧ 認定地方公共団体の行為の制限

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う地方公共団体は、寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として以下の行為を行ってはなりません。

- a. 補助金を交付すること。
- b. 他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- e. このほか、経済的な利益を供与すること。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例
 (内閣府) : 【A2007】

(1) 事業名 :

(2) 事業区分 :

(3) 事業の目的・内容

(目的)

(事業の内容)

(4) 地方版総合戦略における位置付け

(5) 事業の実施状況に関する客観的な指標 (KPI (重要業績評価指標))

事業		年月
KPI		
申請時		
初年度		
2年目		
3年目		
4年目		

(6) 事業費

(単位 : 千円)

	年度	
	事業費計	
区分		

(7) 申請時点での寄附の見込み

年度※ ¹	H〇〇
法人名※ ²	
見込み額(千円)	

※1 申請時点で複数年度にわたる寄附、複数法人からの寄附が見込まれる場合は、適宜列を追加して記載

※2 企業との関係で個別の法人名を記載できない場合には、製紙業、自動車メーカーなどの業種を記載

(8) 事業の評価の方法(PDCAサイクル)

(効果検証の方法・体制)

(効果検証の時期)

(9) 事業期間:平成 年 月~平成 年 月

【様式 1 の記載要領】

- (1) 事業名：事業の趣旨が明確な名称を記載してください。
- (2) 事業区分：下記の事業分野から選択してください。

・地域産業の振興	・観光業の振興	・農林水産業の振興
・ローカルイノベーション	・人材の育成・確保	・移住・定住促進
・生涯活躍のまち	・少子化対策	・働き方改革
・小さな拠点	・まちづくり (コンパクトシティ等)	・その他

※複数の事業分類に該当し得る場合は、最も関連性が強いと考えられるものを選択してください。

- (3) 事業の目的・内容：認定を受けようとする事業の目的・内容を端的に記載してください。
- (4) 地方版総合戦略における位置付け：地方版総合戦略において、どの施策に当たる事業であり、基本目標やKPIにどのように寄与するのかを明らかにする程度の記載が必要です。
- (5) 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
下記を参考にアウトカムベースの重要業績評価指標（KPI）を設定してください。

＜適切と考えられる KPI の例＞

- ・雇用者数〇〇人増
- ・移住者数〇〇人
- ・出生数〇〇人
- ・観光入込客数〇〇人増 等

＜不適切と考えられる KPI の例＞

- ・住民の満足度を向上
- ・〇〇施設設計計画を策定
- ・補助申請件数〇件
- ・道路延長〇km
- ・学力テストで全国平均点以上を確保
- ・図書館の図書の貸出数〇〇冊 等

- (6) 事業費：予算書の節の区分ごとに事業費を記載してください。
※複数の事業を包括するプロジェクトに関し、そのうちの1つの事業を「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として」認定申請を行う場合には、地方創生応援税制を活用する事業の事業費のみ記載してください。
- (7) 寄附の見込み：申請時点において、1件以上の寄附の見込みが立っている必要があります。また、地域再生計画に記載された内容は公表されますので、個別の社名を記載されることについて企業との関係で差しさわりのある場合には、製紙業、自動車メーカーなどと記載してください。
- (8) 事業の評価の方法（PDCA サイクル）：効果検証の方法、体制については、行政以外の第三者を参画させてください。
検証時期については、事業完了後、速やかに行われるようにしてください。また、実施期間が複数年度にわたる事業については、毎年度検証することとしてください。
- (9) 事業期間：まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】の適用を受ける事業は、平成31年度までの事業を申請可能です。

様式 2 - 1

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告

年 月 日

内閣総理大臣殿

(都道府県市町村) 名

平成 年 月 日付けで認定を受けた、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施状況について地域再生法施行規則第十四条第二項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 事業の実施状況に関する客観的な指標 (重要業績評価指標 (KPI))

KPI	(単位)	申請時	→	目標値	実績値
	()		→		
	()		→		

2 事業費及び関連する寄附額

事業名			
(歳出)	(千円)	(歳入)	(千円)
歳出計		歳入計	
		地方創生応援税制の適用のある寄附金	
		上記以外の財源	

3 寄附の実績

(単位 : 千円)

	年度	
	事業費計	
	寄附額計	
寄附法人		

様式 2-2 (様式 2-1 と併せて提出すること)

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告 (基金)

年 月 日

内閣総理大臣殿

(都道府県市町村) 名

平成 年 月 日付けで認定を受けた、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業 (基金への積立て事業) の実施状況について、下記のとおり報告します。

1. 基金の名称 (設置条例の名称) _____ (_____ 条例)

2. 運営管理の状況

	支出 見込額 (千円) a	積立額			支出額 (千円) e	執行率 (%) f = e/a	基金残額 (千円) g
		(千円) b	うち 寄附額 (千円) c	積立額に占 める寄附額 の割合(%) d = c/b			
平成 28 年度							
平成 29 年度							
平成 30 年度							
平成 31 年度							
平成 32 年度							
平成 33 年度							
平成 34 年度							
平成 35 年度							
平成 36 年度							
平成 37 年度							
合計							

注 1) この様式における寄附とは、地方創生応援税制の適用を受ける寄附とする

注 2) 地方創生応援税制が適用された寄附の全額が支出されるまで、この報告書を提出すること

注 3) 積立額に占める寄附額の割合は、各年度において5割以下とすること